

公安委員会 説明資料No. 1	「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に対する意見の募集について	令和6年4月4日 刑 事 局
--------------------	--------------------------------------------------	-------------------

1 概要

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）を踏まえ、厚生労働省において特別児童扶養手当証書（以下「証書」という。）を廃止することとされたことを受け、これに対応する犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号。以下「犯収規則」という。）の改正案について意見公募手続を行うもの。

2 改正案の概要

犯収規則第7条第1号ハにおいて、証書が本人確認書類の一つとして規定されているところ、証書の廃止に伴い、犯収規則の規定からも証書を削除する。

なお、改正後の犯収規則において、証書は同号ホに掲げる書類（※）に該当することとなることから、特定事業者が提示又は送付を受ける日前6月以内に作成されたものであれば、改正後も本人確認書類として用いることができる。

（※）官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるもの

3 意見提出期間

令和6年4月5日（金）から令和6年5月9日（木）まで

4 施行期日

令和6年7月1日（証書の廃止に係る関係法令の施行の日）

1 調査の概要

- (1) **目的** 犯罪被害類型に応じて犯罪被害者等が置かれている状況等、犯罪被害者等が同一の加害者から再被害を受けている実態やそのおそれ等、犯罪被害者等が損害賠償を受けることができない状況の実態について調査を実施し、今後の各府省庁における施策の企画・立案等の検討に活用する。
- (2) **期間** 令和5年12月15日から令和6年1月7日までの間
- (3) **対象** 財産被害、配偶者暴力、ストーカー、児童虐待、性的な被害、交通事故、暴力被害のうち、いずれかの犯罪等被害に遭ったと回答した者又はその遺族
- (4) **方法** 20歳以上の者に対するインターネットを利用したアンケート調査（有効回答数：1,670人（配信数：約51万人））

2 調査結果概要

(1) 被害に遭った際の相談状況等

犯罪被害者等全体の約4割が被害に遭った際にどこにも（誰にも）相談していないと回答しており、その割合は特に児童虐待（84.4%）、性的な被害（51.3%）、配偶者暴力（50.9%）で高い（別添1頁）。

警察を含む関係機関に通報・相談しやすくなるための対応・取組について、ストーカー、配偶者暴力、性的な被害、児童虐待では守秘性を重視する回答が多い（別添2頁）。

(2) 同一の加害者から再被害を受けている実態やそのおそれ

警察や行政に通報・相談した後に再被害を受ける不安を感じたとの回答は、配偶者暴力（95.5%）、ストーカー（85.7%）ともに非常に多く、再被害を受けたとの回答も、配偶者暴力（63.6%）、ストーカー（40.5%）ともに一定程度みられた（別添3頁）。

(3) 犯罪被害者等が損害賠償を受けることができない状況等

事件に関連して受領した給付・支給・賠償について、犯罪被害者等全体の約8割がいずれも受けていないと回答しており、加害者からの賠償（加害者側加入の保険による支払は除く）（3.1%）との回答は少ない（別添4頁）。

犯罪被害者等全体の約9割が加害者側との損害賠償に関する訴訟・交渉等を行っていないと回答しており、その理由としては、手続きが分からなかったから（32.5%）、加害者側と関わりたくなかったから（27.6%）との回答が多い（別添5頁）。

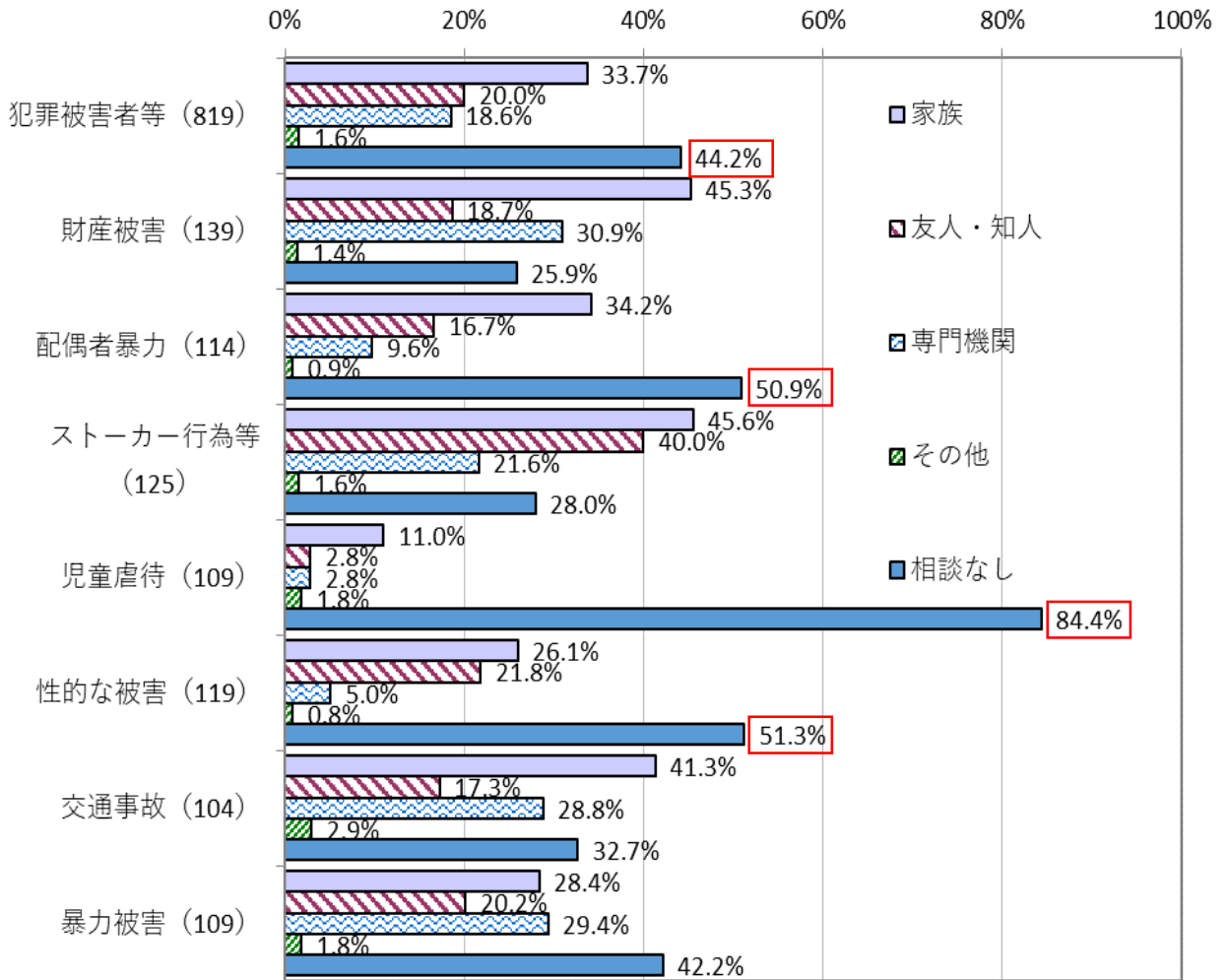
(4) 支援・制度の利用状況及びニーズ

犯罪被害者等全体の約7割がいずれの支援・制度も利用していないと回答しているところ、利用している割合は近年の方が高くなっており、利用した機関・団体としては、警察（16.6%）、医療機関（3.3%）の順に多い（別添6頁）。

被害直後の支援ニーズとしては、事件・被害に関する話を聞いてもらう（20.1%）、警察・検察との対応の手助け・付添い（12.5%）との回答が多い。一方、どのような支援・配慮が必要か分からなかった（46.0%）との回答も多い（別添7頁）。

(1) 被害に遭った際の相談状況等

初めて被害に遭った際の相談相手・機関(複数回答)



犯罪被害者等全体の約4割が被害に遭った際にどこにも(誰にも)相談していないと回答しており、その割合は特に児童虐待(84.4%)、性的な被害(51.3%)、配偶者暴力(50.9%)で高い。

(1) 被害に遭った際の相談状況等

相談しやすくなるための条件(複数回答)

《警察に相談しやすくなるための条件》

	全体	希望する性別の職員に対応してもらえること	周りの人に知られずに相談できること(個室での対応など)、プライバシーが守られること	メールやソーシャルメディア(X(旧Twitter)やLINEなど)で相談できること	相談窓口の場所や時間が日頃から広報・周知されること	相談窓口が近くにあること	夜間や休日でも相談できること	相談した後でカウンセリングも受けられること	その他	思いつくことはない
犯罪被害者等	511	98 (19.2%)	190 (37.2%)	103 (20.2%)	119 (23.3%)	158 (30.9%)	142 (27.8%)	107 (20.9%)	19 (3.7%)	162 (31.7%)
財産被害	51	5 (9.8%)	12 (23.5%)	9 (17.6%)	14 (27.5%)	16 (31.4%)	13 (25.5%)	5 (9.8%)	1 (2.0%)	15 (29.4%)
配偶者暴力	95	19 (20.0%)	40 (42.1%)	20 (21.1%)	16 (16.8%)	30 (31.6%)	30 (31.6%)	24 (25.3%)	2 (2.1%)	32 (33.7%)
ストーカー行為等	84	18 (21.4%)	43 (51.2%)	20 (23.8%)	20 (23.8%)	25 (29.8%)	27 (32.1%)	15 (17.9%)	3 (3.6%)	14 (16.7%)
児童虐待	105	19 (18.1%)	40 (38.1%)	21 (20.0%)	29 (27.6%)	38 (36.2%)	32 (30.5%)	29 (27.6%)	8 (7.6%)	33 (31.4%)
性的な被害	105	30 (28.6%)	42 (40.0%)	24 (22.9%)	26 (24.8%)	34 (32.4%)	24 (22.9%)	23 (21.9%)	3 (2.9%)	30 (28.6%)
交通事故	16	0 (0.0%)	1 (6.3%)	1 (6.3%)	2 (12.5%)	4 (25.0%)	2 (12.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	12 (75.0%)
暴力被害	55	7 (12.7%)	12 (21.8%)	8 (14.5%)	12 (21.8%)	11 (20.0%)	14 (25.5%)	11 (20.0%)	2 (3.6%)	26 (47.3%)

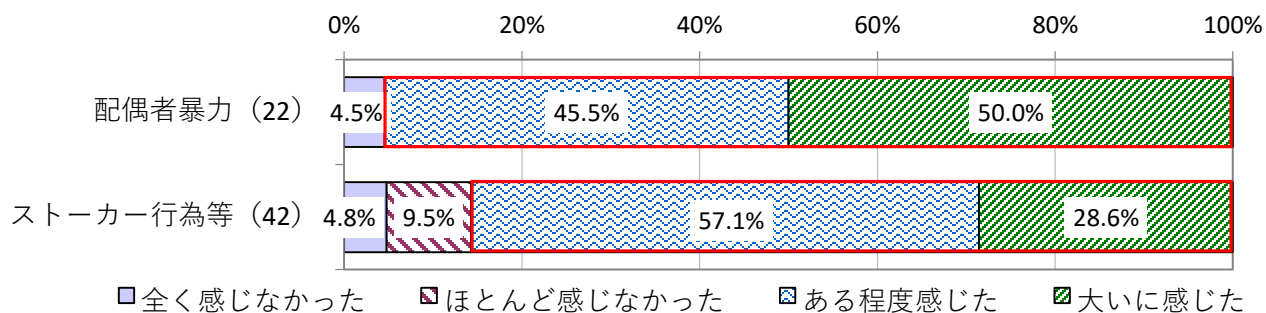
《地方公共団体や民間の相談機関・団体等に相談しやすくなるための条件》

	全体	希望する性別の職員に対応してもらえること	周りの人に知られずに相談できること(個室での対応など)、プライバシーが守られること	メールやソーシャルメディア(X(旧Twitter)やLINEなど)で相談できること	相談窓口の場所や時間が日頃から広報・周知されること	相談窓口が近くにあること	夜間や休日でも相談できること	相談した後でカウンセリングも受けられること	無料で相談できること	その他	思いつくことはない
犯罪被害者等	762	169 (22.2%)	284 (37.3%)	159 (20.9%)	211 (27.7%)	260 (34.1%)	251 (32.9%)	166 (21.8%)	288 (37.8%)	14 (1.8%)	218 (28.6%)
財産被害	129	21 (16.3%)	43 (33.3%)	27 (20.9%)	35 (27.1%)	47 (36.4%)	42 (32.6%)	21 (16.3%)	46 (35.7%)	2 (1.6%)	33 (25.6%)
配偶者暴力	105	20 (19.0%)	42 (40.0%)	23 (21.9%)	29 (27.6%)	35 (33.3%)	29 (27.6%)	27 (25.7%)	43 (41.0%)	0 (0.0%)	33 (31.4%)
ストーカー行為等	117	36 (30.8%)	60 (51.3%)	33 (28.2%)	35 (29.9%)	47 (40.2%)	45 (38.5%)	27 (23.1%)	54 (46.2%)	0 (0.0%)	16 (13.7%)
児童虐待	108	22 (20.4%)	44 (40.7%)	23 (21.3%)	32 (29.6%)	40 (37.0%)	35 (32.4%)	28 (25.9%)	41 (38.0%)	5 (4.6%)	33 (30.6%)
性的な被害	117	40 (34.2%)	45 (38.5%)	33 (28.2%)	37 (31.6%)	45 (38.5%)	38 (32.5%)	32 (27.4%)	44 (37.6%)	2 (1.7%)	31 (26.5%)
交通事故	88	9 (10.2%)	17 (19.3%)	3 (3.4%)	21 (23.9%)	17 (19.3%)	22 (25.0%)	7 (8.0%)	26 (29.5%)	0 (0.0%)	40 (45.5%)
暴力被害	98	21 (21.4%)	33 (33.7%)	17 (17.3%)	22 (22.4%)	29 (29.6%)	40 (40.8%)	24 (24.5%)	34 (34.7%)	5 (5.1%)	32 (32.7%)

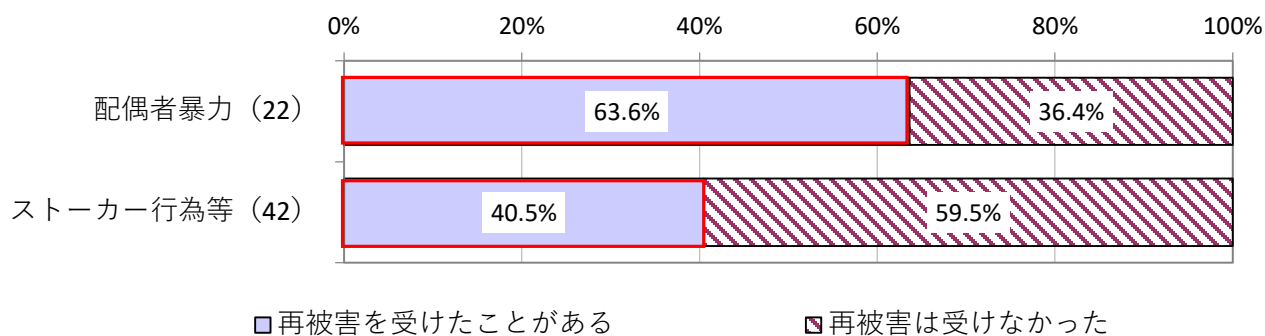
警察を含む関係機関に通報・相談しやすくなるための対応・取組について、ストーカー、配偶者暴力、性的な被害、児童虐待では守秘性を重視する回答が多い。

(2) 同一の加害者から再被害を受けている実態やそのおそれ

再被害の不安



再被害の有無



警察や行政に通報・相談した後に再被害を受ける不安を感じたとの回答は、配偶者暴力 (95.5%)、ストーカー (85.7%) とともに非常に多く、再被害を受けたとの回答も、配偶者暴力 (63.6%)、ストーカー (40.5%) とともに一定程度みられた。

(3) 犯罪被害者等が損害賠償を受けることができない状況等

受領した給付・支給・賠償の内容(複数回答)

	全体	犯罪被害者等給付金	地方公共団体からの見舞金	労災保険	その他の公的な給付・支給	加害者側の自動車保険	加害者側の保険	被害者側の保険	犯罪被害者救済基金による奨学金	その他の民間団体の給付・支給	加害者からの賠償	その他	いずれも受けていない	わからない
犯罪被害者等	819	8 (1.0%)	5 (0.6%)	18 (2.2%)	19 (2.3%)	58 (7.1%)	12 (1.5%)	19 (2.3%)	0 (0.0%)	2 (0.2%)	25 (3.1%)	5 (0.6%)	654 (79.9%)	36 (4.4%)
財産被害	139	3 (2.2%)	2 (1.4%)	4 (2.9%)	2 (1.4%)	4 (2.9%)	2 (1.4%)	3 (2.2%)	0 (0.0%)	1 (0.7%)	4 (2.9%)	1 (0.7%)	115 (82.7%)	7 (5.0%)
配偶者暴力	114	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (2.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (1.8%)	0 (0.0%)	103 (90.4%)	6 (5.3%)
ストーカー行為等	125	3 (2.4%)	2 (1.6%)	4 (3.2%)	3 (2.4%)	2 (1.6%)	0 (0.0%)	1 (0.8%)	0 (0.0%)	1 (0.8%)	2 (1.6%)	0 (0.0%)	115 (92.0%)	2 (1.6%)
児童虐待	109	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (2.8%)	2 (1.8%)	0 (0.0%)	1 (0.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.9%)	0 (0.0%)	102 (93.6%)	1 (0.9%)
性的な被害	119	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (2.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.8%)	0 (0.0%)	113 (95.0%)	2 (1.7%)
交通事故	104	0 (0.0%)	0 (0.0%)	8 (7.7%)	4 (3.8%)	49 (47.1%)	9 (8.7%)	11 (10.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	8 (7.7%)	3 (2.9%)	24 (23.1%)	8 (7.7%)
暴力被害	109	2 (1.8%)	1 (0.9%)	2 (1.8%)	1 (0.9%)	1 (0.9%)	1 (0.9%)	3 (2.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	7 (6.4%)	1 (0.9%)	82 (75.2%)	10 (9.2%)

事件に関連して受領した給付・支給・賠償について、犯罪被害者等全体の約8割がいずれも受けていないと回答しており、加害者からの賠償(加害者側加入の保険による支払は除く)(3.1%)との回答は少ない。

(3) 犯罪被害者等が損害賠償を受けることができない状況等

訴訟・交渉等の実施状況(複数回答)

	全体	民事訴訟 を利用し た	損害賠償 命令を利用 した	刑事和解 を利用し た	公正証書 を作成し た	示談書・ 和解書を作 成した	その他	交渉した が、合意 に至らな かった	上記を行っ た際、弁護 士または 司法書士 に頼んだ	訴訟や交 渉などを 行ってい ない
犯罪被害者等	819	19 (2.3%)	10 (1.2%)	10 (1.2%)	7 (0.9%)	40 (4.9%)	12 (1.5%)	16 (2.0%)	11 (1.3%)	721 (88.0%)
財産被害	139	6 (4.3%)	3 (2.2%)	3 (2.2%)	2 (1.4%)	2 (1.4%)	2 (1.4%)	2 (1.4%)	3 (2.2%)	122 (87.8%)
配偶者暴力	114	2 (1.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.9%)	1 (0.9%)	0 (0.0%)	1 (0.9%)	1 (0.9%)	109 (95.6%)
ストーカー行為等	125	3 (2.4%)	1 (0.8%)	1 (0.8%)	1 (0.8%)	3 (2.4%)	2 (1.6%)	5 (4.0%)	0 (0.0%)	113 (90.4%)
児童虐待	109	1 (0.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.9%)	0 (0.0%)	107 (98.2%)
性的な被害	119	1 (0.8%)	1 (0.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.8%)	1 (0.8%)	0 (0.0%)	116 (97.5%)
交通事故	104	4 (3.8%)	2 (1.9%)	4 (3.8%)	0 (0.0%)	28 (26.9%)	4 (3.8%)	1 (1.0%)	6 (5.8%)	63 (60.6%)
暴力被害	109	2 (1.8%)	3 (2.8%)	2 (1.8%)	3 (2.8%)	6 (5.5%)	3 (2.8%)	5 (4.6%)	1 (0.9%)	91 (83.5%)

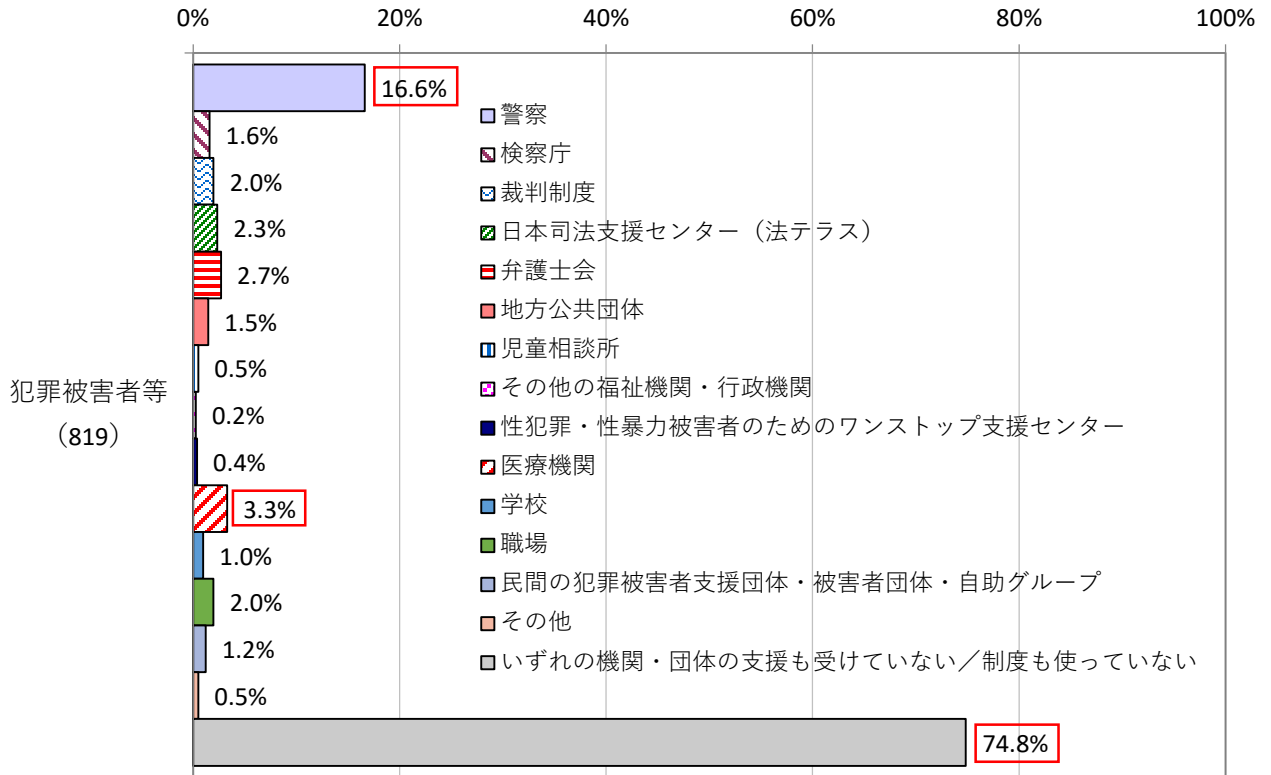
訴訟・交渉等を行わなかった理由(複数回答)

全体	加害者側 に資力が なかった から	加害者側 に賠償す る意思が なかった から	加害者側 の所在が 分からな かったか ら	加害者が 刑務所に 入ってい るから	加害者側 とこれ以 上関わり たくない から	手続など が大変だ と思っ たから	弁護士に 頼む資力 がなかつ たから	どのよう な手続を とればよ いかわか らなかつ たから	今後、賠 償請求す る予定	他に公的 な給付・ 支給や民 間団体か らの給付・ 支給を受 けたから	その他	
犯罪被害者等	721	66 (9.2%)	70 (9.7%)	82 (11.4%)	4 (0.6%)	199 (27.6%)	88 (12.2%)	59 (8.2%)	234 (32.5%)	2 (0.3%)	14 (1.9%)	151 (20.9%)
財産被害	122	8 (6.6%)	5 (4.1%)	26 (21.3%)	0 (0.0%)	14 (11.5%)	14 (11.5%)	5 (4.1%)	31 (25.4%)	1 (0.8%)	2 (1.6%)	39 (32.0%)
配偶者暴力	109	22 (20.2%)	29 (26.6%)	2 (1.8%)	0 (0.0%)	34 (31.2%)	12 (11.0%)	8 (7.3%)	32 (29.4%)	0 (0.0%)	1 (0.9%)	19 (17.4%)
ストーカー行為等	113	12 (10.6%)	11 (9.7%)	8 (7.1%)	2 (1.8%)	57 (50.4%)	16 (14.2%)	11 (9.7%)	32 (28.3%)	0 (0.0%)	1 (0.9%)	10 (8.8%)
児童虐待	107	3 (2.8%)	7 (6.5%)	2 (1.9%)	0 (0.0%)	27 (25.2%)	7 (6.5%)	15 (14.0%)	53 (49.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	24 (22.4%)
性的な被害	116	2 (1.7%)	3 (2.6%)	29 (25.0%)	0 (0.0%)	31 (26.7%)	20 (17.2%)	9 (7.8%)	41 (35.3%)	0 (0.0%)	1 (0.9%)	21 (18.1%)
交通事故	63	8 (12.7%)	1 (1.6%)	2 (3.2%)	0 (0.0%)	9 (14.3%)	9 (14.3%)	2 (3.2%)	13 (20.6%)	1 (1.6%)	5 (7.9%)	22 (34.9%)
暴力被害	91	11 (12.1%)	14 (15.4%)	13 (14.3%)	2 (2.2%)	27 (29.7%)	10 (11.0%)	9 (9.9%)	32 (35.2%)	0 (0.0%)	4 (4.4%)	16 (17.6%)

犯罪被害者等全体の約9割が加害者側との損害賠償に関する訴訟・交渉等を行っていないと回答しており、その理由としては、手続が分からなかったから(32.5%)、加害者側と関わりたくないから(27.6%)との回答が多い。

(4) 支援・制度の利用状況及びニーズ

支援を受けた／制度を利用した機関・団体(複数回答)



《被害の時期別》

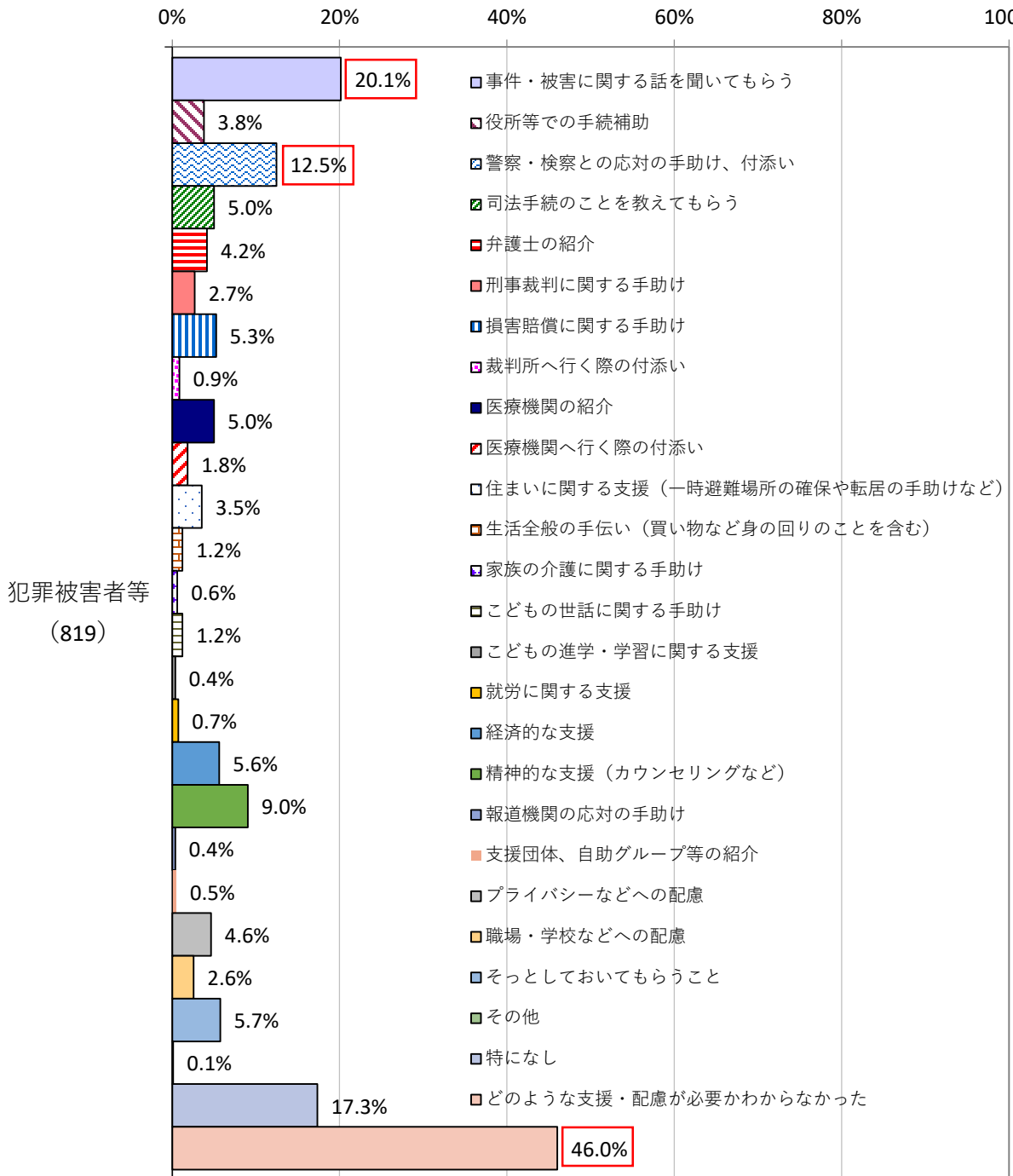
	全体	警察	検察庁	裁判制度	日本司法支援センター	弁護士会	地方公共団体	児童相談所
3年以内	98	27 (27.6%)	6 (6.1%)	6 (6.1%)	8 (8.2%)	5 (5.1%)	4 (4.1%)	2 (2.0%)
3～10年以内	143	36 (25.2%)	3 (2.1%)	3 (2.1%)	6 (4.2%)	5 (3.5%)	5 (3.5%)	0 (0.0%)
それ以前	578	73 (12.6%)	4 (0.7%)	7 (1.2%)	5 (0.9%)	12 (2.1%)	3 (0.5%)	2 (0.3%)

	その他の福祉機関・行政機関	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	医療機関	学校	職場	民間の犯罪被害者支援団体・被害者団体・自助グループ	その他	いずれの機関・団体の支援も受けていない／制度も使っていない
3年以内	1 (1.0%)	1 (1.0%)	6 (6.1%)	1 (1.0%)	6 (6.1%)	4 (4.1%)	0 (0.0%)	55 (56.1%)
3～10年以内	0 (0.0%)	1 (0.7%)	6 (4.2%)	4 (2.8%)	6 (4.2%)	2 (1.4%)	1 (0.7%)	84 (58.7%)
それ以前	1 (0.2%)	1 (0.2%)	15 (2.6%)	3 (0.5%)	4 (0.7%)	4 (0.7%)	3 (0.5%)	474 (82.0%)

犯罪被害者等全体の約7割がいずれの支援・制度も利用していないと回答しているところ、利用している割合は近年の方が高くなっており、利用した機関・団体としては、警察(16.6%)、医療機関(3.3%)の順に多い。

(4) 支援・制度の利用状況及びニーズ

被害を受けた直後において必要な支援等(複数回答)



被害直後の支援ニーズとしては、事件・被害に関する話を聞いてもらう(20.1%)、警察・検察との応対の手助け・付添い(12.5%)との回答が多い。一方、どのような支援・配慮が必要かわからなかった(46.0%)との回答も多い。

公安委員会	令和5年における風俗営業等の現状と	令和6年4月4日
説明資料No. 3	風俗関係事犯等の取締り状況について	生活安全局

1 風俗営業等の現状

(単位：件)

	許可・届出数			
	R5	R4	増減数	増減率(%)
風俗営業	77,311	78,934	▲ 1,623	▲ 2.1
うち接待飲食等営業	59,490	60,235	▲ 745	▲ 1.2
うちぱちんこ営業	7,083	7,665	▲ 582	▲ 7.6
特定遊興飲食店営業	520	494	26	5.3
深夜酒類提供飲食店営業	257,930	260,730	▲ 2,800	▲ 1.1

2 性風俗関連特殊営業の現状

(単位：件)

	届出数			
	R5	R4	増減数	増減率(%)
性風俗関連特殊営業	33,270	32,926	344	1.0
うち店舗型性風俗特殊営業	6,842	7,041	▲ 199	▲ 2.8
うち無店舗型性風俗特殊営業	22,535	22,389	146	0.7
うち映像送信型性風俗特殊営業	3,741	3,321	420	12.6

3 風俗関係事犯等の取締り状況

- 悪質なホストクラブ等に対する厳正な取締りの推進を通達。11月及び12月に全国で延べ729店舗に立入り。
- オンラインカジノに係る賭博事犯の検挙は13事件、107人(うち無店舗型5事件、32人) 動画配信者や決済システムの運営者等を検挙
- 人身取引事犯の検挙は、114件、55人(前年比+31件(+37.3%)、+18人(+48.6%))

4 今後の方針

- 風俗関係事犯等に関与する匿名・流動型犯罪グループを視野に入れた取締りの推進
- 不特定多数の客を対象にオンライン上で行われる賭博事犯の取締りの推進